

国民主権と 天皇制の相克

立正大学名誉教授 金子勝さん

九月十六日の「国民・金子先勝先生の憲法教室」は、「国民主権と天皇制の相克」叩かれた「国民主権」と題する緊急特別授業となりました。今、あらゆる場で問題になっている天皇の「ビデオ・メッセージ」は、日本国憲法に於いてどんな意味を持つのかを検討する学習会でした。

天皇制は本来、国民主権とは相容れないものです。では「ビデオ・メッセージ」は国民にとってどんな意味を持つものなのか。八月八日、宮内庁は「象徴としてのお務めについて」とする明仁天皇の発言をビデオ・メッ

憲法教室 緊急特別授業



9月16日、全国教育文化会館で

セージの形で発表しました。その中で天皇はこう言っています。

「既に八十を超え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように全身全霊を以て象徴の務めを果たしていくことが難しくなるのではないかと案じています」「私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えてきました」「時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切と考えてきました」「天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為やその象徴としての行為を限りなく縮少していくことには無理があると思われまふ」「摂政を置く場合も、天皇がその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であることには変わりありません」「象徴天皇の務めが常に途切れることな

く、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちを話いたしました」

このビデオ・メッセージの収録には皇后も同席。文面は明仁天皇の発言だが、憲法上の立場を踏まえ、ある段階からは、内閣官房とも協議した。皇太子・秋篠宮も公表前に目を通した（八月九日、朝日新聞）ということ。このビデオ・メッセージは、天皇と政府の合作といえることであり、安倍首相が唱える「戦後レジームからの脱却」政策の一環となるもの。まさに新しい天皇制を作ろうとしているということになります。

■日本国憲法と天皇制
日本国憲法の中での国家機関としての「天皇」の性格は国民主権のもので最も完成された君主といえることができます。天皇の標識は①独立機関であること、②その地

位が世襲であること、③政治的には完全な無権能、④完全な無責任性（すべて内閣が責任を負う）、⑤国の象徴、⑥伝統的な要素またはカリスマ的要素を持つことです。国民主権のもとで君主制が生き残る道は、君主がでさる限り政治的権能から離れること、そのことを徹底させたのが日本国憲法です。行動することではなく、存在することに意義がある君主です。

現在の天皇の行為は、「国事行為」「象徴としての公的行為」「私的行為」の三つに分けられます。日本国憲法第四條は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを有し、国政に関する権能を有しない」とし、第六條と第七條で十二項目の国事行為を定めています。「象徴としての公的行為」は、国会認証式でのお言葉、国体など全国規模の行事への出席、新年や天皇誕生日の一般参賀、被災地へのお見舞い

など、これらは憲法の定める公的行為ではありません。明仁天皇は意識的にこの憲法に違反する「象徴としての公的行為」を増やしてきました。そしてその象徴天皇の務めを十分に果たすことができると主張する者がいます。

■「生前退位」の憲法論
一方、歴代の内閣は、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行う「象徴としての公的行為」があるとして、天皇の公的行為を拡張し君主制を強め二元首に近づけようとしてきました。日本国憲法は天皇の公的行為を「国事行為」に限定し、「摂政」制度を設け、天皇制を安定させようとしています。しかし明仁天皇は「象徴としての公的行為」に力点を置いて、その実行に象徴天皇の特色を求めてきました。そして国事行為や象徴としての行為を縮小していくことには無理

があると言ひ、摂政を置くことも好ましくないと「生前退位」を求めているのです。これは日本国憲法の摂政制度を否定したことに成り、天皇の権威で憲法が壊されようとしていると言わざるを得ません。

ビデオ・メッセージは安倍内閣からすれば、「象徴としての公的行為」の一環となりますが、日本国憲法から見れば違憲となります。ビデオ・メッセージは、日本が天皇中心主義の国であることを国民に認識させるために発せられたもの。安倍政権は改憲戦略に利用しようとするために、この時点で天皇に表明させたいことができるのです。

■安倍政権の狙うもの
天皇制度を改めることは、改憲にたどり着きません。「二元首」天皇では、天皇と自民党政権は合意できるからです。天皇制は政権を補充し、権威づける役割を果たすものと言わねばなりません。